

**答** 12月議会に提出した議案は、令和6年4月に遡って給与を改定するもので、今回は令和7年4月から改定するものです。

**問** 人事院勧告は国家公務員に対する勧告であって地方公務員に対する勧告ではない。今回の改正は、国家公務員の給与改定に準じて地方公務員の給与が改定されるという解釈でよいか  
**答** そのとおりです。

**議案第6号について** P.2参照  
**問** 手数料をPayPayで払えるという改正か  
**答** 公共予約システムの導入にあたり、使用料の支払いにオンライン決済を可能とするため、条例の一部改正をお願いしました。

**問** 使用料や手数料を電子マネーなどで支払った場合、領収書は発行されるのか  
**答** 発行するよう各機関と調整しています。

**議案第15号について** P.3参照  
**問** 景観地区と景観計画は連動しているのか

**答** 景観計画の対象は市内全域となります。景観条例の中では、特に灯台周辺とあらさわぶるさと公園周辺を重点地区と定めています。

**問** 重点地区の届出エリアと制限の内容を市民にわかりやすく広報する必要があるのでは  
**答** 市内全域に適用する基準と重点地域の基準は、分けて記載しており、同じ重点地域でも3段階に分けて規制をかけています。また、届出のエリアも公表していきます。

**議案第16号について** P.3参照  
**問** 都市公園条例中に高松緑の森公園の指定がないが、早急に設置条例を制定すべきではないか  
**答** 合併以降公園の設置条例の制定がなく、公園条例と都市公園条例の整備を考えています。

**問** 高松緑の森公園とおさ川ふれあい公園は、御前崎市都市公園条例の対象となるのか。対象ではない場合、この条例の制定は法的に大丈夫なのか

**答** 高松緑の森公園とおさ川ふれあい公園は、御前崎市都市公園条例の対象となるのか。対象ではない場合、この条例の制定は法的に大丈夫なのか

**答** 高松緑の森公園とおさ川ふれあい公園は、都市計画区域内ですので、都市公園です。

**問** 高松緑の森公園とおさ川ふれあい公園の料金が100円違うのは、コース数の違いによるものか  
**答** 料金の違いは、コースの違いによるものです。

なお、議案第15号においては、都市政策課に対し、「規制のかかる区域を規則に明記するとともに、市民に分かりやすく周知するよう求める。」、議案第16号においては、管理課に対し、「都市公園条例の中に該当する公園名を明記すべく条例を早急に整備するよう求める。」との意見を付しました。

**文教厚生委員会**  
議会の様子は「YouTube」で配信されています。

令和7年3月10日に委員会を開催しました。委員会での質疑は、次のとおりです。

**議案第18号について** P.3参照  
**問** 市民プールの使用料が7月から改定されるが、学校が夏休みに入る時期であり、子ども

たちのプール利用が多くなります。説明や広報をどのように考えているのか

**答** 市の公式LINEや広報紙、ケーブルテレビ、ふるでのチラシの配布を検討しており、夏休み前までにしっかりと丁寧にお知らせしていきたいと考えています。

**議案第23号について** P.3参照  
**問** この寄付金は、いわゆる企業版ふるさと納税ですが、使道は決めているのか

**答** 令和7年度は、森林保全事業として海岸防風林の植樹、自然環境教育事業として御前崎クエスト、地下水保全活動事業として地下水や湧き水の調査などに充て、事業を進めていきます。

なお、議案第18号においては、社会教育課に対し、「令和7年7月1日からの使用料改定に向けて、利用者に対し十分な説明を求める。」と意見を付しました。